

条例第 27 号

宇和島市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市議会委員会条例の一部を改正する条例

宇和島市議会委員会条例（平成17年条例第213号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条（略） 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 （1）・（2）（略） （3）産建教育委員会 8人 産業経済部、建設部、教育委員会、<u>      </u>水道局及び農業委員会の所管に関する事項</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条（略） 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 （1）・（2）（略） （3）産建教育委員会 8人 産業経済部、建設部、教育委員会、<u>上下</u>水道局及び農業委員会の所管に関する事項</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。